

あなたのお店の広告、それって大丈夫？

「広告・プロモーションと商標権侵害」

コロナ禍でも新たな取り組み（製品・サービスの開発）に挑戦するお店や事業者が増えている昨今、非接触による販売ツールとして SNS を活用した取り組みが大変多くなっています。SNS を活用した販促活動やブランディング活動のうえでポイントとなるのは、ネーミングやキャッチフレーズ、ノベルティなど、消費者を引き付ける名称や言葉・品物です。

しかし、安易に使用していると思わぬ落とし穴があり、商標権侵害になる可能性があります。

どのようなキャッチフレーズなら商標権侵害にならないのか、ノベルティへの商標の使用は権利侵害になるのか、ネット広告ではどこまで許されるのかなど等は、広報担当者が常に頭を悩ませる問題です。

本セミナーでは、広告やプロモーション等に必要なポイントを、最近話題になった事例を通してわかりやすく解説します。

開催概要

講師

開催日時 令和 4 年
12月9日（金） 13:30~15:30

会場 前橋商工会議所 3階 リリィ
前橋市日吉町 1-8-1

参加費 無料

定員 40名 (定員になり次第締め切ります)

お問合せ・申込先 下記お申込書に必要事項をご記入の上 FAX か E-mail にてお申し込みください。

羽鳥国際特許商標事務所
弁理士 **柿原 希望 先生**

講師紹介

群馬工業高等専門学校専攻科卒業後、平成 15 年に羽鳥国際特許商標事務所に入所。平成 17 年に弁理士試験に合格する。

前橋商工会議所、群馬県発明協会の発明相談員を務めるほか、グッドデザインぐんまの選定委員などを務めている。

前橋発明協会 前橋商工会議所内 産業政策部

TEL 027-234-5100 / FAX 027-234-8031 / E-mail sangyouseisakubu@maebashi-cci.or.jp

主催：前橋発明協会 **共催**：前橋商工会議所

マスクを着用の上ご参加ください

前橋発明協会 行き

令和 4 年 月 日

参加申込書

貴社名				
電話番号		FAX 番号		E-mail
参加者名	部署名	フリガナ		
		氏名		

※ご記入いただいた個人情報は、主催者において今回のセミナーにかかる事務処理、今後のセミナー等のご案内（DM、メールマガジン等）以外には利用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。